

遠野市森林整備計画書

計画期間（自 令和 5 年 4 月 1 日）
（至 令和 15 年 3 月 31 日）

令和5年3月

岩 手 県
遠 野 市

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	1
3 森林施業の合理化に関する基本方針	4
II 森林の整備に関する事項	4
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	4
1 樹種別の立木の標準伐期齢	4
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
3 その他必要な事項	6
第2 造林に関する事項	6
1 人工造林に関する事項	6
2 天然更新に関する事項	8
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	9
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	9
5 その他必要な事項	10
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	10
1 間伐の定義	10
2 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	10
3 保育の種類別の標準的な方法	12
4 その他必要な事項	13
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	13
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	13
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	15
3 その他必要な事項	16
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	16
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	16
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	16
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	16
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	16
5 その他必要な事項	17
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	17
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	17
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	17
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	17
4 その他必要な事項	17
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	17
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	17
2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	19
3 林道等路網の整備に関する事項	20

4	その他必要な事項	-----	22
第8	その他必要な事項	-----	22
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	-----	22
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	-----	24
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	-----	25
III	森林の保護に関する事項	-----	26
第1	鳥獣害の防止に関する事項	-----	26
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	-----	26
2	その他必要な事項	-----	26
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	-----	27
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	-----	27
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	-----	28
3	林野火災の予防の方法	-----	29
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	-----	29
5	その他必要な事項	-----	29
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	-----	29
V	その他森林の整備のために必要な事項	-----	29
1	森林経営計画の作成に関する事項	-----	29
2	生活環境の整備に関する事項	-----	30
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	-----	30
4	森林の総合利用の推進に関する事項	-----	30
5	住民参加による森林の整備に関する事項	-----	31
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	-----	31
7	その他必要な事項	-----	31

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

遠野市は、岩手県の東南部に位置し、面積は 82,597ha で東西 38km、南北 38km あり、岩手県の 5.4%を占めている。

東は釜石市、大槌町、南は住田町、奥州市、西は花巻市、北は宮古市と境を接している。

地形は、北上高地最大の広がりを持つ盆地であり、薬師岳に源を発する一級河川猿ヶ石川が盆地の中央部を貫流し、大小の河川が順次これに合流し、盆地底の中心地に市街地が開け、河川沿いに耕地と集落が形成されている。

盆地の四方は、標高 1,917mの国定公園早池峰山を頂点に、1,000m前後の山岳が点在し、これらをつなぐように標高が 700m以内の比較的なだらかな高原群が広がっている。高原部と平坦部をつなぐ山腹地帯は、概ね 30 度以上の傾斜をなし、大部分が森林である。

総面積のうち森林面積は 67,437ha と全体の 81.6%を占めており、うち国有林が 28,720ha (森林面積の 42.5%) となっている。

民有林総面積は 38,717ha で、私有林が 32,683ha (84.4%)、県有林が 4,115ha (10.6%)、市有林が 1,919ha (5.0%) となっている。民有林の人工林・天然林別面積は、人工林 19,887ha (51.4%)、天然林 16,969ha (43.8%)、その他 1,861ha (4.8%) で民有林における人工林率は、県平均 (42.0%) を大きく上回っている。

民有林の総蓄積量は 11,378 千 m^3 で、うち人工林 8,387 千 m^3 、天然林 2,991 千 m^3 となっている。

人工林の大部分は戦後造林したものであり、7~10 齢級の成熟期を迎えつつある壮齢林が多いものの、手入れ不足から森林資源の質の低下が見られ、その向上が課題となっている。今後は、間伐を中心とした森林整備と、間伐材の利用推進を図るとともに、伐期を迎え伐採した後の再造林を推進するなど、適正かつ積極的な森林管理が必要である。

しかし、ここ数十年間は木材価格の低迷により採算性が悪化し、森林所有者の山に対する関心が薄れ林業経営意欲は減退し林業生産活動が停滞傾向である。

一方、森林の持つ多面的機能については、水源涵養、地球温暖化防止等の視点から一般の関心度が高まり、環境保全に森林が果たす役割についての認識が高まっている他、昨今においては世界情勢による輸入木材価格の高騰から、国産木材の需要増に期待が高まっている。

丸太や製材品といった一次加工品のまま地域外に取り引きされていたものに、付加価値を付けることにより、森林所有者の所得向上及び林業事業体の経営意欲を高めること、そして、地域産業の活性化のため、地域内の川上から川下に至る関連産業の集積により、地域材の安定供給と高次加工製品の供給を行ない、地域材の高付加価値化及び低コスト化を図るための拠点となる遠野地域木材供給モデル基地を整備した。今後においても引き続きこの施設を活用していくことと合わせ、令和 3 年より施行した「遠野市ふるさとの森を育み木と暮らすまち条例」により、さらなる地元産の木材の利活用を図る。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の主な機能と各機能に応じた森林の望ましい姿は、以下のとおりである。

機能の区分	森林の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ治山施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で有用な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 森林整備の基本的な考え方

当市の森林資源は、人工林率が高く、利用可能な林齢に達した森林が多数あり、今後、素材の供給能力が高まる傾向にある。

一方、市民の森林に寄せる期待は、木材等の林産物の供給はもちろんのこと、森林の有する水源涵養、山地災害防止、保健・文化・教育的利用の場の提供、良好な生活環境を保全する機能の発揮に加え、地球温暖化防止機能の発揮や森林の持つ生物多様性の保全の期待が高まるなど多様化している。そのため、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保していくためには、生態系としての森林という認識のもと、持続可能な森林経営を推進していくことが重要となっている。

森林の整備にあたっては、森林の有する公益的機能が十分発揮されるよう、保育及び間伐など適切な森林整備をするとともに、長伐期施業の導入、針広混交林や広葉樹林への誘導など多様な森林整備を促進する。

森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるための森林施業を推進すべき森林の区域について、国は以下のとおり示している。

- a 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- b 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- c 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- d 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- e 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

適正な森林施業を推進するためには、林業関係者の緊密な連携を図りつつ、委託を受けて行う森林施業や経営の実施、森林施業の共同化、林業の担い手育成、林業機械の導入、地域材の加工・流通体制の整備等、生産から加工、流通に至る一連の条件整備を計

画的かつ総合的に推進する。

当市では、保有5ha未満の小規模な森林所有者が約6割を占め、個別の経営では生産効率が上がらず、収益を確保できない状況にある。

そのため、森林所有者に対する林業経営の安定化を図るための研修を行なうなど指導等強化する。

また、森林所有者に代わって地域の効率的な森林経営を推進するため、森林所有者等へ積極的に働きかけ、森林経営計画を立て、施業の集約化を進める事業体等を育成し、長期的な施業受委託等が普及・定着するよう努める。

集約化を進める事業体等に対しては、研修の開催や積極的な情報提供等、必要な指導・支援を行い、事業体は森林所有者に対して施業の内容や具体的な収支を明示するなどの提案を行う。

イ 森林施業の推進方策に係る基本的な考え方

森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させ、望ましい森林の姿に誘導するため、適切な森林施業を実施し、より健全な森林資源の維持造成を推進することとする。具体的には、人工林の適時・適切な森林施業の実施、天然林の適切な保全・整備を推進するとともに、立地条件に応じた複層林施業、長伐期施業、天然生林施業等の計画的な実施により、多様な森林資源の整備を図ることとする。

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮したものとす。

開設にあたっては路網整備等推進区域とし、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した整備を進め、伐捨間伐から搬出間伐への転換を図っていく。

なお、重視すべき機能に応じた森林区分ごとの森林整備及び保全の基本方針については、次のとおりとする。

a 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう適切な管理を推進することを基本とする。

b 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

c 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

d 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉

樹の導入を図るなどの多様な森林整備と里山美林を推進していくために美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。また、生物多様性保全機能については、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

保健、風致等のため、適切な管理を推進することとする。

e 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。この場合、施業の田地集約化や機械化を通じた効率的な整備をすることを基本とする。

市民の多様なニーズに応じた森林資源の整備を推進する必要がある。そのためには、森林を健全な状態に育成し循環利用するため、育成単層林・育成複層林・天然生林それぞれについて森林資源の質的充実を図る。

また、森林の有する公益的機能の持続的な発揮に対する市民の期待が高まっており、それに関連する機能について従前以上の配慮が必要である。

具体的には、行政機関、林業事業者、森林所有者等が一体となって、計画的に間伐、保育等の森林整備を積極的に進める。さらには、その基盤となる路網整備の推進を図るとともに、森林の経営の受委託の促進、林業の担い手育成など施業実施体制の整備、関連施設の積極的活用により、地域林業の振興を図る。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

適正な森林施業を推進するためには、地域の林業・木材産業関係者の合意形成及び国有林と民有林と緊密な連携を図りつつ、森林施業の共同化、林業の担い手育成、林業機械の導入、地域材の体制の整備等生産から加工・流通に至る一連の条件整備を計画的かつ総合的に推進しなければならない。

このため、モデル基地内の森林総合センターを核に、国、県、市、森林組合等林業事業者と連携しながら、各種研修会、座談会、セミナーを通じ、森林施業の共同化が進むよう啓発に努める。

更に森林所有者の相談、森林所有者地域リーダーとの対話、座談会を通じ、共同施業の採算性、効率性を理解した上での納得づくの事業計画を促進する。

また、各種補助制度の普及啓発と積極的な導入を図るとともに造林から保育、間伐及び作業道の開設等を組織的、計画的に実施しながら、森林施業の共同化を促進し、併せて、森林の持つ諸機能の向上に努める。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の立木の標準伐期齢の主要樹種について、平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定める。

標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めるものであるが、当該林齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

地 域	樹 種 別 標 準 伐 期 齢				
	ス ギ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	広 葉 樹
遠野市全域	40年	40年	35年	45年	20年

※保安林については、伐採の方法が、指定施業要件に適合するものであり、かつ、指定施業要件に定める伐採の限度を超えないこと。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、次の事項を立木の伐採（主伐）の標準的な方法として定める。

なお、主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す(3)又は(4)によるものとする。

また、主伐の際は、以下の方法に加え、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえた方法とする。

(1) 森林を伐採する際には、森林の多面的機能の維持増進を図るため1ヶ所あたりの伐採面積を現地の地形等状況に応じた面積とするとともに、伐採箇所の分散、帯状や群状といった伐採方法の多様化、伐期の長期化を図るものとする。伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。また、保護樹帯を積極的に設置することにより、寒風害等の諸被害の防止及び風致の維持等を図るものとする。

伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要の集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えるものとする。

(2) 伐採後に発生する不要な端材や枝条は林地に還元することを基本とするが、大雨の際に下流に被害を与える恐れがあることから、溪流敷においては溪流の侵食高、植生の生育範囲等から推定される最大水位高からさらに2m程度の余裕高をもって溪流敷外へ搬出する。

(3) 皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。伐採跡地が連続することがないように適切な伐採区域の形状、1カ所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。

人工林の皆伐に当たっては、資源の保続、齢級構成の平準化に向けて再造林等が確実と見込まれる場所で行うものとする。

天然林の皆伐に当たっては、気候等の自然的条件、一般的な林業技術及び所有者の森林経営状況からみて、伐採後に人工林の造成が確実な森林、または天然下種更新が確実と見込まれる森林やぼう芽による更新が確実と見込まれる森林で行うものとする。また、伐採後の更新を天然下種更新とする場合には、更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保存等について配慮する。ぼう芽更新の場合には、優良なぼう芽を発生させるため、できるだけ11月から3月の間に伐採するものとする。

(4) 択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

(5) 伐採作業方法（施業）別の主伐時期等の目安は、次のとおりとする。

伐採作業の方法		樹種	主伐時期の目安	伐区の設定方法等
択伐	単木択伐作業	スギ アカマツ カラマツ 有用広葉樹	80年以上 80年以上 70年以上 100年以上	伐採率は、30%以下

伐採作業の方法		樹種	主伐時期の目安	伐区の設定方法等
	群状択伐作業	スギ アカマツ カラマツ	80年以上 80年以上 70年以上	1伐区 20m×20mで4箇所/ha程度以内
	帯状択伐作業	スギ アカマツ カラマツ	80年以上 80年以上 70年以上	伐採幅は、高木の樹高程度以内
皆伐	長伐期作業	スギ アカマツ カラマツ	80年以上 80年以上 70年以上	伐区の大きさは、土砂の崩壊、流出に伴い下流域に被害を及ぼす恐れがない程度とする。
		ケヤキその他 有用広葉樹	100年以上	
	短・中伐期作業	スギ アカマツ カラマツ	45～60年 45～60年 40～55年	
		ナラ類	20～30年	

(6) 森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

3 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。

県土の保全や自然環境の保全等の公益的機能を維持増進する必要がある森林については、森林の有する多面的機能の維持増進を図りながら木材を安定的に供給するため、成長量程度の伐採を行うよう努めるものとする。

また、将来の安定した森林資源の保続を目指し、「択伐や搬出間伐の推進」、「効率的な施業の推進」を進めていくものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種については、自然条件、既往の造林地の生育状況、林産物の需要動向等を勘案のうえ、適地適木を旨として次のとおりとする。

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、カラマツ、造林実績のある有用広葉樹	

上記以外の樹種を定める場合には、適地適木を旨とし、林業普及指導員等の指導を受けて定めるものとする。

また、森林所有者等が遠野市森林整備計画に定める樹種以外の造林を行おうとする場合には、林業普及指導員等の指導を受けることとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

人工造林の標準的な方法については、次のとおりとする。

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1 ha 当たりの標準的な植栽本数を植栽する。

なお、植栽に当たっては、施業体系や生産目標の多様化を考慮し、現地の状況に応じた柔軟な植栽本数の選択について配慮することとする。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	疎	1,000	
	中	3,000	
	密	4,000	
カラマツ	疎	1,000	
	中	2,500	
	密	3,000	

森林所有者等が遠野市森林整備計画に定める標準的植栽本数の範囲をこえて植栽しようとする場合には、林業普及指導員等の指導を受けることとする。

複層林化や混交林化を図る森林では、疎仕立ての本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上の植栽本数となるように配慮する。

イ その他人工造林の標準的な方法

その他必要な事項について、以下のとおり定める。

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	全面地ごしらえ、筋地ごしらえ、坪地ごしらえの方法の中から、支障となる植生の状況、地形、気象等の自然条件、対象物の量、更新の目的に応じ最も適切なものを選定して行うものとする。 なお、地ごしらえの際に、溪流敷内に林地残材・枝条等を放置しないよう留意するとともに、大雨で流されないよう杭木によりしっかり固定するものとする。
植付けの方法	作業対象地の気象条件や土壌条件、苗木の特性・形状に応じ、活着及び植栽後の生育が最も効果的に図られる方法で適期に行うものとする。
植栽の時期	一般苗（裸苗）の植栽時期は、原則として、樹木が成長を始める前の4月上旬から5月中旬に行うものとする。ただし、スギについては、梅雨期でも差し支えない。 秋植えを行う場合には、落葉から降霜期までに植付けが終わるよう留意する。
低コストの造林	伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めるとともに、植栽に当たっては低密度の植栽やコンテナ苗の活用、下刈の省力化等、造林コストの低減に努めるものとする。

鳥獣被害 防止対策	造林後の鳥獣による被害を防止するため、シェルターなどの苗木保護材の利用を推奨する他、忌避剤散布、防護柵の設置も考慮する。
--------------	--

(2) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間については、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、次のとおりとする。

3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとする。

伐採の方法	伐採跡地の人工造林をすべき期間
皆 伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し、原則として2年以内
択 伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し、概ね5年以内

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

なお、天然更新の対象樹種や標準的な方法等は、岩手県が定めた「天然更新完了基準（技術指針）」（平成20年4月23日付け森整第91号）により、下記のとおり定める。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	全ての針葉樹、ホオノキ、クリ、ナラ類、カエデ類、ミズキ、ハリギリ、サクラ類、ケヤキ、クルミ類、ブナ、将来樹冠を形成する広葉樹（高木性）
ぼう芽による更新が可能な樹種	ホオノキ、クリ、ナラ類、カエデ類、ミズキ、サクラ類、ケヤキ、クルミ類、ブナ

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新の標準的な方法について、気象その他の立地条件、既往の造林方法等を勘案して、天然更新の対象樹種について、天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数を定める。

天然更新を行う際には、期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新すべきものとする。

なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈については、30cm以上とする。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数（本/ha）
全ての針葉樹、ホオノキ、クリ、ナラ類、カエデ類、ミズキ、ハリギリ、サクラ類、ケヤキ、クルミ類、ブナ、将来樹冠を形成する広葉樹（高木性）	6,500

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
芽かき	ぼう芽更新に行う場合、ぼう芽の優劣が区分できる時期（ぼう芽発生後4～7年目頃）に、一株あたりの仕立て本数2～5本を目安として行う。
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、「天然更新完了基準（技術指針）」（平成20年4月23日付け森整第91号）に基づき、伐採後概ね5年を経過した時点で更新状況を確認し、更新完了を判断することとする。

(4) 更新完了基準

- ア 後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が概ね30cm以上の稚樹、伐採時に残置した若齢木、ぼう芽枝等とする。
- イ 完了した状態は、後継樹の密度が概ね1haあたり2,000本以上であることとする。
- ウ 上記イの条件を満たす面積の割合が対象地全体の概ね6割を下回る場合には、植栽若しくは追加的な更新補助の作業を実施する。
- エ 上記イの条件を満たす場合であっても、獣害等により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除対策を実施する。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

森林の多面的機能を維持するため主伐後の適確な更新を確保することを旨とし、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況のほか、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫害などの発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況並びに森林の有する機能の早期回復に対する社会的要請等を勘案し、下記基準を全て満たす森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として、植栽による更新を図ることとする。

- ア 現況が針葉樹人工林である森林
- イ 母樹となり得る高木性の広葉樹林やアカマツ林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在しない森林
- ウ 林床に更新樹種が存在しない森林

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおりとする。

(1) 造林の対象樹種

- ア 人工造林の場合
1の(1)による。
- イ 天然更新の場合
2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数として、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を次のとおりとする。

最大立木本数 (本/ha)	備考
6,500	

最大立木本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。）が更新すべき本数である。

$$2,000 \text{ 本/ha} \div 6,500 \text{ 本/ha} \times 3/10$$

5 その他必要な事項

(1) 再造林の促進

針葉樹人工林の資源の保続、齢級構成の平準化に向け適地適木を基本としながら、国の補助金に対して市が嵩上げ補助をするなど再造林を積極的に促進するものとする。

なお、需要が堅調で、将来の資源の枯渇が懸念されるカラマツについては、造林を奨励し資源の確保を図るものとする。

(2) 広葉樹資源の持続的利用

製紙用チップやしいたけ、木炭の原木供給を行っている広葉樹の天然更新は、適期・適齢の更新を継承するとともに、林地保全等環境に配慮した施業を促進するものとする。

(3) 花粉の少ないスギ品種の導入

スギの人工造林にあたっては、花粉の少ない品種の導入を検討するものとする。

(4) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐の定義

間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹幹疎密度が10分の8以上になることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して概ね5年後においてその森林の樹幹疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うことをいう。

2 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法について、標準的な森林の立地条件、既往の間伐の方法を勘案し、立木の生育促進、森林の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨として、時期、回数、方法等を次のとおりとする。

樹種	間伐の時期の 目安	間伐を実施すべき 標準的な林齢 (年)					標準的な方法
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
スギ	間伐の実施 時期は上層木 の隣接する枝 葉が重なりは じめて3年以 内を目安とす る。	19	25	33	46		間伐の方法は原則として岩 手県民有林密度管理図を利用 することとし、材積間伐率は 35%以下、伐採年度の翌年度 の初日から起算して概ね5年 後においてその森林の樹幹密 度が10分の8以上に回復する ことが確実であると認められ る範囲で行うこととする。
カラマツ		16	21	29	48		

3 保育の種類別の標準的な方法

保育の作業種別の標準的な方法について、森林の立木の生育促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、次のとおりとする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																標準的な方法	考 備
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年		
下刈り	スギ	1回	1回	1回	1回	1回												<p>下刈りは、造林木の高さが雑草木の丈の概ね 1.5 倍程度になるまで行う。</p> <p>実施時期は、雑草木の成長が最盛期になる直前とし、概ね 7 月頃をめどとする。</p>	
	カラマツ	1回	1回	1回															
つる切	スギ							1回				1回						<p>下刈り終了後 3～4 年を目安に、つる類の繁茂が著しいところにおいてつる切を実施し、実施時期は 7 月頃をめどとする。</p>	
	カラマツ						1回				1回								
除伐	スギ									1回					1回			<p>林分が閉鎖を始める段階で、造林木の成長を阻害している侵入広葉樹等の除去を行う。</p> <p>なお、自然条件や林木相互の配置状況によって方法程度を考慮する。</p>	
	カラマツ									1回							1回		
枝打ち	スギ																	<p>林分が閉鎖を始める段階で、除伐の終了直後に実施する。</p> <p>実施時期は、10～2月をめどとする。</p>	

なお、標準的な方法に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達することができないと見込まれる森林について、局所的な森林の生育状況の差違等を踏まえ、これに応じた間伐又は保育の方法を定める。

- (1) 間伐及び保育を行う際には林地の保全に配慮し、必要に応じ林地残材や枝条を集積し、溪流敷きに放置しないなど、災害の防止に努めるものとする。
- (2) 森林の状況に応じた、高性能林業機械の活用や列状間伐の導入など効率的な施業の実施を図り、搬出間伐の拡大を促進するものとする。
- (3) 猛禽類の生息が確認されている地域においては、生息環境の確保のための列状間伐を導入するなどの配慮をするものとする。
- (4) 地球温暖化防止や循環型社会の形成に向けて、間伐で生じた未利用材等の木質バイオマス利用促進に努めるものとする。

4 その他必要な事項

- (1) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。
- (2) 平均的な間伐の実施時期の間隔は、標準伐期齢未満（4 齢級～標準伐期齢）では概ね 10 年前後、標準伐期齢以上（標準伐期齢～11 齢級）では概ね 15 年前後とすることとし、これに基づいて選び出した「計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林」の所在等は、参考資料(5)のとおりとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるための森林施業を推進すべき森林の区域について、国は以下のとおり示している。

ア 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「水源涵養機能維持増進森林」とする。）

イ 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」とする。）

ウ 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「快適環境形成機能維持増進森林」とする。）

エ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「保健文化機能維持増進森林」とする。）

オ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「木材等生産機能維持増進森林」とする。）

この区分により、重視すべき機能に応じた森林整備及び保全を図ることとする。

岩手県における森林の機能区分は「生態系保全森林（悠久の森）」、「生活環境保全森林（ふれあいの森）」、「県土水源保全森林（ほぜんの森）」、「資源循環利用森林（循環の森）」の4タイプとなっている。

国が示す公益的機能別施業森林等との関連は、「保健文化機能維持増進森林」を「生態系保全森林（悠久の森）」に、「快適環境形成機能維持増進森林」を「生活環境保全森林（ふれあいの森）」に、「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」と「水源涵養機能維持増進森林」を併せ「県土水源保全森林（ほぜんの森）」に、「木材等生産機能維持増進森林」を「資源循環利用森林（循環の森）」となる。

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源涵養機能維持増進森林

ア 区域の設定

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が高い森林

当該森林の区域を別表1(1)により定める。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

また、当該森林の伐期齢の下限に従って森林施業を推進すべき森林の区域については、別表2(1)により定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

区域	樹種				
	スギ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹
遠野市全域	50年	50年	45年	55年	30年

(2) 山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林又は保健文化機能維持増進森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

① 山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林

山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壤保全機能が高い森林等当該森林の区域を別表1(2)により定める。

② 快適環境形成機能維持増進森林

日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等当該森林の区域を別表1(3)により定める。

③ 保健文化機能維持増進森林

住民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能が高い森林等当該森林の区域を別表1(4)により定める。

イ 施業の方法

上記アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を行う。

上記アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を行う。

上記アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を行う。特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹(以下「特定広葉樹」という。)を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を推進する。

上記アの④に掲げる森林においては、当該森林において維持増進を図るべき公益的機能に応じた施業をそれぞれ推進する。

アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林とし、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とする。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐を行う伐期齢の下限について、標

準伐期齢の概ね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

また、アの①から③（または④）までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを、当該推進すべき森林施業ごとに別表2(2)により定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹種				
	スギ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹
遠野市全域	80年	80年	70年	90年	40年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林などを木材等生産機能維持増進森林とする。

当該森林の区域を別表1(5)により定める。

また、木材等生産機能維持増進森林のうち、林地生産力及び施業の効率性が特に高いと認められる森林を「特に効率的な施業が可能な森林」とし、当該森林の区域を別表1(6)により定める。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、萌芽や植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の皆伐後は、原則として植栽による更新を行うこととする。

別表1

区分	森林の区域	面積 (ha)
(1) 水源涵養機能維持増進森林	別表(1)のとおり	17,839.22
(2) 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林	別表(2)のとおり	389.48
(3) 快適環境形成機能維持増進森林	該当なし	-
(4) 保健文化機能維持増進森林	別表(4)のとおり	94.95
(5) 木材等生産機能維持増進森林	別表(5)のとおり	20,278.36
(6) 木材等生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	別表(6)のとおり	55.51

別表 2

施業の方法		森林の区域	面積(ha)
(1)伐期の延長を推進すべき森林		別表(1)のとおり	17,839.22
(2)長伐期施業を推進すべき森林		別表(2)及び別表(4)のとおり	484.43
複層林施業を推進すべき森林	(3)複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	該当なし	-
	(4)択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	-
(5)特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	-

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

特定非営利活動法人等の活動状況等を勘案し、法第10条の11の9第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策

(2) その他

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

林業・木材産業関係者の合意形成及び国有林と民有林の緊密な連携を図りつつ、森林施業の共同化、林業の担い手育成、林業機械の導入、地域材の加工・流通体制の整備等、生産から加工、流通に至る一連の条件整備を計画的かつ総合的に促進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等に代わって地域の効率的な森林経営を推進するため、岩手県意欲と能力のある林業経営体等による森林経営計画の作成を促進する。その際、低コスト施業や路網整備にかかる研修等の実施や集約化に必要な情報の提供及び助言、あっせん等の積極的な支援を行う。

なお、不在村森林所有者の多い地域にあっては、当該所有者に対する普及啓発活動を強化し、施業の集約化に努める。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者が、森林の経営を委託する場合は、森林の経営の委託を受ける者との契約において、立木竹に係る使用収益、森林の保護等森林の経営の受委託の内容を明らかにするよう留意のこと。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

制度の活用にあたっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

森林経営管理制度の活用にあたっては、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林や植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として本計画に定められ、木材生産や植栽の実施が特に社会的に要請される森林について、森林整備等に関する意向調査及び森林現況調査を優先させる。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

当市の森林所有形態は、森林面積5ha未満の小規模所有者が全体の約6割を占めている。林家の一戸当たりの平均経営面積は、11.7haとなっている。

林業従事状況を見ると、森林所有者の約84%が農業との兼業であり、農閑期に林業に従事しているのが現状である。

また、近年の林業経営に対する関心の薄れ、林業従事者の減少、高齢化等から、森林施業は一部において森林組合等林業事業体への作業委託が行われているものの、大部分の森林では施業が未実施となっている。

このような状態を改善するには、国、県、市、森林組合等林業事業体とで連携した普及啓発活動を推進し、森林施業の共同化を行うための森林所有者間の合意形成に努めるとともに、本計画に即した施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施の促進を図るものとする。

また、効率的な林業経営を推進するため、森林所有者等へ施業や経営の受委託の働きかけを積極的に行い、森林組合や林業事業体への施業・経営の集約化を図るものとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

(1) 森林施業の共同化を積極的に推進するため、流域を単位として森林施業の集約化が可能な地域にあっては、森林施業共同化重点の実施地区を設定し、市町村、森林組合等による地区内の森林所有者との座談会等を開催することによって森林所有者間の合意形成を図り、施業実施協定の締結を促進するものとする。

(2) 市、県、森林組合等地域に密着した機関による森林所有者に対する指導活動の強化に努めるものとする。

(3) 不在村森林所有者に対しても適切な森林施業の実施とともに、施業実施協定への参加、森林組合等林業事業体への施業委託を働きかけるものとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業を共同で実施する場合には、次の事項を旨として実施するものとする。

(1) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。

(2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。

(3) 共同施業実施者の一が前記(1)又は(2)により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこと。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

林道等路網の開設については、Iの2に定める「森林整備の基本方針」の実現を図るため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮したものとする。

開設にあたっては森林経営計画作成森林を主たる対象とし、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した整備を進めるものとする。

路網開設の際は、下表「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準」を目安として林道（林業専用道も含む。以下同じ。）及び森林作業道を利用形態や地形・地質等に応じ適切に組み合わせ、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

また、小動物が自力で脱出できる構造を有する側溝の設置や在来植生による緑化などにより、自然環境の保全に配慮しながら、森林の形態、森林整備状況等の諸条件、地元からの要望などを踏まえ、地域の将来を見据えた整備を推進する。

なお、ここで言う路網とは、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」を指す。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地(0° ~15°)	車両系作業システム	30 以上	80 以上	110 以上
中傾斜地(15° ~30°)	車両系作業システム	23 以上	62 以上	85 以上
	架線系作業システム	23 以上	2 以上	25 以上
急傾斜地(30° ~35°)	車両系作業システム	16 以上	44 以上	60 (50) 以上
	架線系作業システム	16 以上	4 以上	20 (15) 以上
急峻地(35° ~)	架線系作業システム	5 以上	—	5 以上

注1 路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用すること。また、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこと。

2 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

3 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積・運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

4 「急傾斜地」の〈 〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備等推進区域	面積(ha)	開設予定路線	開設予定延長(m)	対図番号	備考
遠野町浜峠地内	151	浜峠線	3,500	①	
附馬牛町大野沢ノ口地内	300	大野沢ノ口線	2,500	⑦	
青笹町実木地内	72	実木線	1,800	⑳	
宮守町砥森地内	85	市有林砥森線	1,100	㉔	
青笹町糠前地内	764	小水内線	10,430	㉙	

3 林道等路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日22林整第602号林野庁長官通知）、岩手県林業専用道作設指針（平成23年11月21日森保第872号）に則り、適切な規格・構造の路網の整備を進める。

イ 基幹路網の整備計画

単位 延長：km 面積 ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及 び箇所 数	利用区 域面積	う ち 前 5 年 分	対 図 番 号	備 考
開設	自動車道	林業専用道	遠野町	浜峠線	3.50	151	-	①	
〃		〃	青笹町	八田野線	3.10	132	-	②	
〃		〃	小友町	角森線	3.50	317	-	③	
〃		〃	土淵町	米通大洞線	3.20	200	-	④	
〃		〃	小友町	荷沢線	2.50	274	-	⑤	
〃		〃	小友町	権現山線	3.50	434	-	⑥	
〃		〃	附馬牛町	大野沢ノ口	2.50	300	-	⑦	
〃		〃	上郷町	傘森山線	3.50	277	-	⑧	
〃		〃	宮守町	白石線	2.30	524	-	⑨	
〃		〃	宮守町	大畑線	1.50	60	-	⑩	
〃		〃	宮守町	下中斉線	1.10	75	-	⑪	
〃		〃	宮守町	相の山線	0.80	64	-	⑫	
〃		〃	宮守町	湯屋線	0.90	80	-	⑬	
〃		〃	宮守町	下中斉線	1.00	30	○	⑭	
〃		〃	小友町	山谷線	1.00	19	○	⑮	
〃		〃	小友町	市有林大洞線	1.00	18	○	⑯	
〃		〃	宮守町	白神山線	1.00	36	○	⑰	
〃		〃	綾織町	二子山線	1.50	39	○	⑱	
〃		〃	宮守町	田谷線	1.00	47	○	⑲	
〃		〃	綾織町	蓬畑線	0.90	38	○	⑳	
〃		〃	青笹町	実木線	1.80	72	○	㉑	
〃		〃	小友町	荒屋敷線	0.50	26	○	㉒	
〃		〃	附馬牛町	駒形線	1.50	48	-	㉓	
〃		〃	小友町	鷹鳥屋線	1.20	44	-	㉔	
〃		〃	宮守町	白石線	1.50	56	-	㉕	
〃		〃	綾織町	砂子沢線	1.40	32	-	㉖	
〃		〃	附馬牛町	和野線	2.00	137	-	㉗	
〃		〃	宮守町	市有林砥森線	1.10	85	○	㉘	
拡張		改良	指定林道	青笹町	小水内線	10.43	764	○	㉙

路網整備等推進区域は、林班ごとに傾斜、木材等生産機能、路網整備の現状等を勘案し、基幹路網整備と併せた効率的な森林施業を推進する区域を設定する。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成20年7月28日付け20林整整第434号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成15年10月9日15林整整第450号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）、岩手県森林作業道作設指針（平成23年4月8日森整第27号）に則り、継続的な使用に供する森林作業道の開設を推進する。

森林作業道開設にかかる留意点については、次のとおり。

森林作業道は、目標とする森林づくりのための基盤であり、森林施業の目的に従って継続的に利用していくものであるから、対象区域で行っていく森林施業を見据え、適切な路網計画の下、安全な箇所効果的に作設していかなければならない。

路線は、伐木造材や集材等の作業に使用する機械の種類、性能、組合せに適合し、森林内での作業の効率性が最大となるよう配置する。

なお、地形、地質、気象条件はもとより、水系や地下構造を資料等により確認するとともに、道路、水路等の公共施設や人家、田畑などの有無、野生生物の生息・生育の状況なども考慮する。また、馬搬により間伐材等搬出可能な場所等については予め確認を行い、本市の特徴ある馬搬技術の継承等の観点から、開設区域からは除外する。

このほか、次の点に留意し、路線計画を立案する。

- a 路線選定に当たっては、地形、地質の安定している箇所を通過するように選定する。また、線形は地形に沿った屈曲線形、排水を考慮した波形勾配とする。
- b 林道や公道との接続地点、地形を考慮した接続方法、介在する人家、施設、水源地などの迂回方法を適切に決定する。
- c やむを得ず破砕帯などを通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土及び簡易な工作物などを適切に計画する。
- d 潰れ地の規模に影響する幅員やヘアピンカーブの設置を検討する場合は、森林施業の効率化の観点だけでなく小規模森林所有者への影響に配慮する。
- e 造材、積み込みなどの作業や、待避、駐車のためのスペースなど、作業を安全かつ効率的に行うための空間を適切に配置する。
- f 作設費用と得られる効果のバランスに留意する。

単位 延長：km 面積 ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及 び箇所 数	利用区 域面積	う ち 前 5 分	対 図 番 号	備 考
開設	自動車道	森林作業道	土淵町	栃内線	0.30	50	○	③⑩	
〃		〃	小友町	草倉線	0.30	80	○	③⑪	
〃		〃	宮守町	下中斉線	0.20	26	○	③⑫	
〃		〃	小友町	山谷線	0.20	48	○	③⑬	
〃		〃	小友町	市有林大洞線	0.20	35	○	③⑭	
〃		〃	綾織町	みさ崎線	0.30	200	○	③⑮	
〃		〃	宮守町	白神山線	0.20	30	○	③⑯	
〃		〃	綾織町	二子山線	0.30	37	○	③⑰	
〃		〃	宮守町	田谷線	0.20	15	○	③⑱	
〃		〃	綾織町	蓬畑線	0.20	29	○	③⑲	
〃		〃	青笹町	実木線	0.20	100	○	④⑩	
〃		〃	小友町	荒屋敷線	0.10	20	○	④⑪	
〃		〃	附馬牛町	駒形線	0.30	100	-	④⑫	
〃		〃	小友町	鷹鳥屋線	0.30	65	-	④⑬	
〃		〃	宮守町	白石線	0.30	65	-	④⑭	
〃		〃	綾織町	砂子沢線	0.30	32	-	④⑮	
〃	〃	附馬牛町	和野線	0.30	150	-	④⑯		

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日林整整第 656 号林野庁長官通知）、岩手県森林作業道作設指針（平成 23 年 4 月 8 日森整第 27 号）に基づき、継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

- (1) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。
- (2) 森林所有者が共同して利用できる山土場、機材管理施設その他森林整備に必要な施設の整備を促進するものとする。

第 8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

ア 林業従事者の養成及び確保を図るため、地域が一体となって安定的事業量の確保、雇用関係の明確化、雇用の安定化、他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善を促進する。
また、新規参入者の確保、定着化を図るとともに、U I J ターン者をはじめ林業就業に意欲を有する者を対象とした研修会等を通じて、林業への新規就業の円滑化に努める。

イ 森林組合等林業事業体については、経営基盤の強化に努めるとともに、高度な技術力を有する中核的組織として育成強化するものとする。

また、生産性の向上のための高性能林業機械の導入を促進するとともに、林業労働力確

保支援センターを活用して経営指導や研修を実施し、林業事業体の育成強化を図るものとする。

ウ 林業経営の安定化を図るため林業事業体の主体的取り組みを助長し、経営規模、経営構造に対応した効率的な林業経営を促進するとともに、経営意識の高揚と活発な林業生産活動の展開を促進するものとする。

エ 森林、林業及びその労働に対する若年層の意識変革を図るため、野外活動や森林の持つ多くの公益的機能の普及啓発を推進するものとする。

(2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

ア 林業労働者の育成

① 森林組合等意欲と能力のある林業経営体を中心とした、林業の労働環境の改善及び福利厚生施設整備を図るとともに、社会保障制度改善などのため、側面的支援や条件整備に努めるものとする。

② 補助金や公的資金の導入を促進し、各種高性能林業機械や木材加工機械の導入等により、作業システムの合理化を推進し、林業、木材加工作業等における労力の軽減と職場環境の改善、安全な作業条件の実現を図るものとする。

イ 林業後継者等の育成

林業後継者の育成と確保のため、専業農林家の後継者を中心として、林業技術の向上及び林業経営の安定化を図るための研修等を行うなどの育成支援に努める。また、林業経営の研究などを行う林業研究グループの結成実現のため養成、指導を行い、各種研修会、講習会へも積極的に参加を働きかけ、後継者間の連携を深める中で林業後継者の育成に努めるものとする。

一次産業全体にも鑑み、林業だけに特化せず、稲作を基幹とした畜産、野菜、工芸作物、果樹等を組み合わせた農業との複合経営を促進するものとする。

現在、市内には森や自然を大事に守り育てる活動をしている森林愛護少年団が 11 団体結成されている。これらの少年団の育成強化と併せて、さらに森林、林業に対する理解と愛護精神の高揚のため、今後ともその活動を支援するものとする。

また、林業後継者等を育成するに当たり、森林総合センター（林業総合センター及び需要拡大促進施設）において森の成り立ちから自然環境保全などの公益的機能、木材生産等の経済的機能を学習するとともに、木材に対する知識高揚の場、木造住宅の体験の場として施設を活用し、担い手の育成を図るものとする。

○活動拠点施設の整備

施設の種類	位置	規模	利用組織	対図番号	備考
森林総合センター	青笹町	360 m ²	林業関係者等	1	
需要拡大促進施設	青笹町	1,060 m ²	一般ユーザー等	2	

(3) 林業事業体の体質強化方策

林業労働力者の確保を図るには、森林組合や木材関連業者等の林業事業体の組織及び経営、財政基盤等の強化を図ることが重要である。

そのためには、林業事業体の協業化の促進、事業領域の拡大による多角経営化の推進、林家、森林所有者への働きかけによる森林施業受託の拡大、高性能林業機械の導入による経営の合理化等が必要である。

今後は、地域林業の中核的担い手である森林組合の体質強化を図るため、次の事項について積極的な施策を推進するものとする。

ア 財団法人岩手県林業労働対策基金が行う労働対策事業についての普及を図り、経営基盤の強化につながるよう諸条件の整備を図るものとする。

イ 森林組合は、遠野地域の林業振興の中核的組織であることから、保育、間伐等の市有林の各種森林施業について引き続き委託を行い、行政からも側面的に支援するものとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

傾斜等自然的条件、路網の整備状況、事業量のまとまり等地域の特性に応じた作業システムの導入とその普及及び定着を推進するとともに、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者の養成を計画的に推進するものとする。

また、「スマート林業」により造林・育成、伐採・搬出、流通、木材利用など全ての工程で様々な先端技術を活用していくこととする。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）		将来	
伐倒 造材 集材	緩傾 斜地	伐倒	チェーンソー ハーベスタ	伐倒	チェーンソー ハーベスタ
		木寄せ 集材	グラップル 小型運搬車 小型トラクター フォワーダ	木寄せ 集材	グラップル フォワーダ
		造材	チェーンソー ハーベスタ プロセッサ	造材	ハーベスタ プロセッサ
					ICTを活用した作業システムの導入を目指すものとする。
	急傾 斜地	伐倒	チェーンソー	伐倒	チェーンソー
		木寄せ 集材	グラップル フォワーダ	木寄せ 集材	タワーヤーダ スイングヤーダ フォワーダ
		造材	チェーンソー	造材	ハーベスタ プロセッサ
造林 保育等	地拵え 下刈り	チェーンソー 刈払機		グラップル 自走式刈払機	

(3) 林業機械化の促進方策

高性能林業機械の導入を促進し、かつ、効率的な作業システムの構築を進めるために、森林組合等の地域林業の中核的な役割を担う林業事業体への導入を促進するものとする。また、効果的に活用するために、安定的な事業量を確保するべく、森林所有者等からの施業委託を積極的に促進するものとする。更には、高性能林業機械導入の先進地の視察研修等により効率的、効果的な利用について知識を深めるものとする。

オペレーターの養成、確保については、研修会、講習会を開催するほか、県林業技術センター等で開催される講習会等の受講も推進し、機械操作技術の習得、向上に努めるものとする。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

川上から川下までの連携はもとより、素材の流通、担い手の育成までの各分野を有機的に結びつけた地域材の総合的な供給としての役割を果たすため、下記の構想により原木集出荷施設、国産材製材施設、木製建具、木製家具、プレカット・パネル、集成材及び集成材加工等の各加工施設等が一体となった遠野地域木材総合供給モデル基地を整備した。

今後は以下の点について、これまでの課題を鑑みながら、具体的な施策を構築していく。

(1) 地域の基礎産業である林業、木材加工産業の確立

地域材のほとんどが丸太又は製材品のままで出荷され、付加価値のある加工品となるのは全体の15%以下であるため、この施設のさらなる有効活用が必要である。

このことから、地域の豊富な森林の資源を有効に活用し、林家の所得向上はもとより地域の基礎産業である林業、木材加工産業の振興を図るものとする。

(2) 遠野地域木材総合供給モデル基地の強化

原木の集出荷から製材加工、高度加工、流通販売に至る施設の整備の拡充を図るとともに、林業事業体間の連携強化や新規需要に対応すべく、経営の安定化を図る。

(3) 市の基本構想と国、県の施策との関連

市の基本構想が掲げる「第2次遠野市総合計画後期基本計画」による具現化を促進するため、いわて県民計画（2019～2028）と併せて、各種施策との整合性を図りながら、積極的に各種事業を導入、実施するものとする。

(4) 木質バイオマス利活用の調査・研究

未利用森林資源を木質バイオマスとして熱利用又は発電利用し、森林・林業関係者の所得向上、森林の手入れによる良好な森林環境の確保等木質バイオマス利活用を図る。「いわて木質バイオマスエネルギー利用展開指針」等を参考にして、調査・研究を行うなど、林地残材や製材端材等の有効活用を促進する。

○ 林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

ア 木材等の流通、加工、販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計 画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
原木市場	青笹町	6,400 m ²	1				
製材工場	綾織町	118kwh	2				
	小友町	29.3kwh	3				
	青笹町	159kwh	4				
	青笹町	1222.5kwh	5				
	上郷町	90kwh	6				
	宮守町鱒沢	109kwh	7				
建具工場	青笹町	180kwh	8				
プレカット施設	青笹町	30kwh	9				
集成材工場	青笹町	623kwh	10				
木材乾燥施設	青笹町	360 m ²	11				
家具工場	青笹町	1,547 m ²	12				
建築部材工場	青笹町	1,120 m ²	13				
	青笹町	3,024 m ²	14				

イ 特用林産物の生産、流通、加工、販売施設の整備計画

施設の種類	現状 (参考)			計 画			備考
	位置	規模	対図 番号	位置	規模	対図 番号	
しいたけ 生産施設	附馬牛町	kg 113	15				
	附馬牛町	175	16				
	附馬牛町	505	17				
	附馬牛町	103	18				
	宮守町大上戸草	299	19				
	〃 沢目	57	20				
	〃 赤沢川	13	21				
木炭生産施設	井出	基 1	22				
	佐々木	1	23				
山菜加工施設	宮守町湧水	m ² 199	24				

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については次のとおり定める。

対象鳥獣の種類	森林の区域 (林班)	面積 (ha)
ニホンジカ	1~307, 1001~1124	38,717

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法として、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を単独又は組み合わせて推進する。

また、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携、調整に努める。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲等

わな捕獲（くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、ドロップネット、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域内では、必要に応じて、現地調査や各種会議での情報交換、森林所有者等からの情報収集等により、鳥獣害防止対策の実施状況を確認する。

また、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合は、森林所有者等に対する助言、指導等を通じた鳥獣害の防止に努める。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の被害対策について、松くい虫やスギ穿孔性害虫等の森林病虫害被害に対して抵抗性の高い森林の整備を図るため、適時適切な除間伐の実施、広葉樹への樹種転換等を行うとともに、森林所有者や地域住民等の理解と防除活動への協力、参加が得られるよう、国、県と連携し、普及啓発に努めるものとする。

ア 松くい虫被害対策の方針

被害状況に応じた地域区分毎の対策の方針は次のとおりとする。

地域区分	被害状況	対策の方針
未被害地域	被害がない地域	適期、適切に除伐、間伐を実施し、被害の侵入を未然に防止する。
先端地域	被害が微弱な地域	繰返し完全駆除を行い、被害の再発を完全に阻止する。
隣接地域	先端地域と高被害地域の間中に位置し、発生区域が限られ被害量が増加しつつある地域	重要松林の保全に重点を置き、その周辺は感染源の駆除を行うとともに、樹種転換を積極的に推進し未被害地域への伝播を防ぐ。
高被害地域	被害の発生が長期にわたり被害量が特に多く、区域的にも拡散している地域	重要松林の保全に重点を置き、その周辺は樹種転換を積極的に推進し被害の分断化を図る。

① 松林機能区分に応じた効果的な被害対策の実施

被害対策の実施にあたっては、松林機能に応じた適切な防除方法を選択して、効果的な被害対策に努めるものとする。松林機能区分毎の防除方法は次のとおりとする。

機能区分	松林機能	防除方法
高度公益機能森林	保安林として指定された松林及びその他公益機能が高い松林であって他の樹種からなる森林によってはその機能を確保することが困難な松林であって、各般の防除措置を徹底し、将来にわたって松林として保全すべき松林	予防（特別防除、地上散布、樹幹注入）、駆除（伐倒駆除、特別伐倒駆除）、衛生伐等森林整備
被害拡大防止森林	松くい虫の被害対策を緊急に行わないとすれば、当該松林の被害が高度公益機能森林又は未被害地域の松林に著しく拡大すると認められる松林であって、樹種転換を推進することを基本とし、樹種転換が完了するまでの間は暫定的に駆除措置等を実施する松林	樹種転換等森林整備（伐倒駆除等）
地区保全森林	高度公益機能森林への拡大を防止する措置を実施することが適当な松林であって、高度公益機能森林の周辺の松林で、一定のまとま	予防（特別防除、地上散布、樹幹注入）、駆

	りをもって保全を図ることが必要かつ可能な松林で、遠野市松くい虫被害対策地区実施計画に定める松林	除（伐倒駆除、特別伐倒駆除）、衛生伐等森林整備
地区被害拡大防止森林	岩手県地区防除指針に定める自主防除措置を推進すべき松林のうち、地区保全森林以外の松林であって、地区保全森林の周辺で樹種転換を計画的に推進することを基本とし、樹種転換が完了するまでの間は暫定的に駆除措置等を実施する松林	樹種転換等森林整備（伐倒駆除等）

② 松林の健全化

被害が微少な松林において、被害木の駆除とあわせ被圧木、雪害木等の不用木及び枯れ枝等感染源の徹底除去と処理（衛生伐等森林整備）を行い、健全な松林を育成し、その機能の維持を図るものとする。

伐採にあたっては、「松くい虫対策としてのアカマツ伐採実施指針」（平成 27 年 3 月 3 日付け森整第 799 号）に定められた伐採方法、時期等に配慮し、伐採木が松くい虫の感染源にならないよう適切に行うものとする。

③ 樹種転換の実施

被害が著しく成林の見込みがない松林や標準伐期齢に達した松林について、高度公益機能森林や地区保全森林への被害の感染源を除去するため、植生の遷移を考慮しながら、積極的に他の樹種へ転換（松くい虫抵抗性松を含む。）を図るものとする。

松の混交率が低く、当該松を除去しても森林の機能を維持できる広葉樹林等では、将来的な感染源を減らすため、松の伐採による樹種転換を行うものとする。

④ 松くい虫被害木等の有効利用

被害木は、現場状況に応じ、積極的に破砕（チップ化）処理を行い、製紙用や燃料用としての利用を促進するものとする。

チップ以外に利用が可能な被害木については、用途に応じた長さに伐採する等、計画的かつ適切な管理のもとで利用を促進するとともに、アカマツ材の活用策の一環として、木質バイオマス利活用について調査・研究を行う。

いずれの場合も「松くい虫被害木等の利用駆除ガイドライン（令和 4 年 3 月 29 日付け森整第 968 号）」を遵守する。

イ ナラ枯れ被害対策の方針

被害地域からの侵入を防止するため、国有林と連携を図り、引き続き監視を行い、予防対策としてナラ類の伐採を進め、若返りによる森林の健全化と有効活用を推進することとし、実施にあたっては、「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン（平成 29 年 6 月 21 日付け森整第 252 号）」を遵守する。

(2) その他

特になし

2 鳥獣害対策の方法（第 1 に掲げる事項を除く。）

野生鳥獣による森林被害対策については、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、野生鳥獣との共存にも配慮するものとする。

適時適切な間伐の実施、広葉樹林や針広混交林等の多様な森林の維持造成を図り、また、個体数調整等の実施状況を踏まえながら、忌避剤の塗布や防護用ネットの設置を検討する等の被害対策に取り組んでいく。

3 林野火災の予防の方法

林野火災を未然に防止するため、巡視・啓発活動を推進するとともに、背負い式消火水のうや軽可搬ポンプ等の初期消火機材の整備に努めるものとする。

また、山火事等の災害から森林を守るため、広報、防災行政無線、横断幕等の利用等により入山者、農業者等に対する災害の意識高揚を図るものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

病虫害の駆除のための火入れは、薬剤による駆除などの他の方法がない場合に実施するものとし、実施区域や方法、消火体制などを関係機関と協議のうえ、森林法第 21 条の規定に基づく市長による許可を受けたうえで行うものとする。

なお、火入れを実施する場合は、遠野市火入れに関する条例及び条例施行規則に定める事項を順守するものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

松くい虫の被害対策については、令和 3 年度に策定した「遠野市松くい虫防除戦略」に基づき、国、県と連携し、一体となって防除対策に取り組む。この防除戦略により、被害の少ない東側では全量駆除、被害の比較的多い西側では駆除と樹種転換を組み合わせるなど、効果的な防除活動を進めていく。

その他の病虫害については、拡大被害の危険性を鑑み、森林監視を強化し、国及び県による指導や連携を図りながら適切に対処する。

(2) その他

特になし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成のために必要な事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第 33 条 1 号口の規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。(別表 6 参照)

(2) その他

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべきものと定めるものとする。

なお、森林経営管理法に基づく経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、林業経営者は、経営管理実施権配分計画が公告された後、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

ア II の第 2 の 3 の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ II の第 4 の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ II の第 5 の 3 の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び II の第 6 の 3 の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ III の森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

近年の自然志向、環境問題への関心の高まりから、農山村が見直されていることを踏まえ、地域林業の活性化を図り、地域への定住を促進するとともに、地域の産業振興や多様な交流と居住を通して活力ある社会を形成するため、U・Iターン窓口を設け、情報の発信及び相談業務を行い、地域社会の担い手となる人材の誘致を推進するものとする。

地域への定住や都市との交流を促進するため、「みやもり千年の森構想」に掲げる森と人との共生プロジェクトに基づき各種計画を展開する。

山村文化の保全及び伝統芸能の伝承など住民の文化活動の拠点として、文化交流施設を整備した。都市交流にあっては、文化交流施設を核とした交流活動を推進し、地域特有の自然を満喫できるグリーンツーリズムメニューの充実を図り、都市部と山村相互の交流が実現できる循環型社会の構築に努める。

生活環境施設の整備

施設の種類	位置	規模	対図番号	摘要
文化交流施設	宮守町	1,898 m ²	1	SRC+RC+木造 一部2階建て

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

当地域では、古くから馬を使って山林から木材を運び出す「馬搬」が行われている。馬搬は馬と人による環境にやさしい木材搬出技術であり地域の伝統技術である。この馬搬と現代林業の連携策を検討し、馬産地である遠野市の地域振興に寄与する。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

現在、里山林は資源採取の場としての利用よりも、風景の維持、生物多様性の保全、レクリエーション等生活環境のアメニティ分野への期待が高まっている。これらの期待に応えうる里山林の整備を進め利用を推進するために、協議会等の活動を通じて市内の森林資源を活用した環境づくりを進める。

○ 森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		将来		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
森林総合センター	青笹町	1,420 m ²			1
生活環境保全林	附馬牛町	32.59ha			2
銀河の森	下宮守	遊歩道・東屋・森林体験交流施設等			3
柏木平レイクリゾート施設	柏木平	コテージ・総合案内施設・炭焼き施設等			4
寺沢レクリエーション施設	寺沢	展望台等			5
みやもりふれあいの森	達曽部	木造ステージ			6

5 住民参加による森林の整備に関する事項

近年の森林に対する住民の要請は、木材生産の場、水源の涵養や国土保全の面における役割ばかりでなく、保健・文化・教育的な豊かさを求める観点から森林を利用する傾向が多く見られる状況となっており、このような利用に適する森林の整備・環境づくりを推進するとともに住民参加による里山美林の推進を図る。

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

住民参加型による緑化祭、植樹祭、育樹祭、林業教室等を開催し、緑化意識の高揚を図るものとする。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

各種イベントを活用した都市住民との活発な交流を促進することにより、活力ある林業・山村地域社会の形成を図るものとする。

(3) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

(1) 経営管理権の設定状況

森林経営管理法に基づく森林の適切な管理について、令和3年度から意向調査を進めているところであり、森林所有者の意向を踏まえ、森林組合と連携しながら、手入れの遅れている森林を対象として森林整備に向けた取り組みを進めることとする。

(2) 計画期間内における森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
-	-	-	-

7 その他必要な事項

(1) 法令により施業について制限を受けている森林に関する事項

保安林その他法令等により施業について制限を受けている森林においては当該制限に従って施業を実施することとする。